

# 指定給水装置工事事業者 のみなさまへ

宗像地区事務組合より大切なお知らせ

## 指定給水装置工事事業者は 5年ごとの更新が必要です

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行されました。

※有効期間内に更新申請しなければ、失効となります  
のでご注意下さい

※有効期限は、事業者証に記載してあります。

更新手続きにつきましては、宗像地区事務組合指定給水装置工事  
事業者の申請書手引きをご確認ください。

●指定更新手数料  
10,000円

●指定更新の要件は水道法第25条の3(指定の基準)を準用し、下記の確認  
を行います。

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

●更新申請に必要な書類  
・指定申請書及び誓約書  
・機械器具調書  
・定款及び登記事項証明書(法人)  
又は住民票(個人)  
・選任する主任技術者の確認書類  
(免状又は技術者証等)

### ◎指定更新申請時に4項目の確認を行います

※事業の運営に関する基準(法第25条の8及び法施行規則第36条)に伴い、適切に給水装置工事の事業  
を運営していることを確認

- i. 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ii. 業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- iii. 給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
- iv. 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

### ◎4項目確認資料

- ・講習会の受講終了証等
- ・外部研修の受講実施履歴等  
※自社内研修は証明不要
- ・施工者の経験の有無及び配管  
技能の資格の有無

◇更新申請についてのお問い合わせは

宗像地区水道管理センター施設課

TEL:0940-62-0975